

申第23号「繰り返された出向取り消しに関する申し入れ」、について会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

本部は1月17日に申第23号として「繰り返された出向取り消しに関する申し入れ」を申し入れていたものです。申し入れ内容は会社は大阪第二運輸所の前田稔組合員に対して、本人が同意していないにも関わらず、54才原則出向に基づき、大阪運輸株式会社への就労条件の提示を行い、出向を強行に推し進めてきました。1月12日には出向先会社との面談をさせておきながら、突如、会社は翌日の13日に大阪運輸株式会社への出向取り消しを前田組合員に通告しました。前田組合員は昨年10月1日付けでのスリーエスへの出向も取り消されています。繰り返された出向の取り消しは前代未聞の事態です。杜撰な人事運用がまたもや繰り返されました。組合員の気持ちをもてあそぶ行為は許されません。組合はこの間申し入れ提出以降、早急な団体交渉の開催を求めましたが、会社は団体交渉事項でないことを理由に、組合と団体交渉を開催せず、組合は会社の団体交渉拒否を確認し、2月16日に窓口での回答をしました。

《団体交渉開催追及の主なやりとり》

組合：出向がらみなので労働条件の変更に関わることなので、団体交渉事項である。何故団体交渉開催しないのか。

会社：労働協約第39条の各項に定める事項に適用しないので、団体交渉を開催しない。相手先企業があることなので、取り消しは充分あり得る。

組合：組合とすれば労働協約第39条の（3）の中に出向事項があり、労働条件も変更となるので充分団体交渉開催にあたる。

会社：会社は該当しないと考えている。

組合：ことごとく窓口回答ばかりで、団体交渉等で開催して議論すれば有意義な議論ができる。出向は労働条件の変更を伴うものなので充分該当する。

会社：基準に関することなので団体交渉開催に該当しないが、各申し入れの回答を窓口で答える。また、質問事項についても答える。

組合：出向に関しても個別の問題で発生する。組合とすれば労働協約第39条の（3）で該当する。会社は該当しないとすれば労使双方の見解や解釈の相違と判断するが、組合は団体交渉拒否を確認する。

会社：拒否しているわけではない。労使双方の見解の相違である。

組合：この間何件の窓口回答したのか。窓口回答ばかりである。

会社：該当事項ではないので団体交渉を開催しない。しかし、申し入れの質問事項は会社が責任を持って答える。

組合：1対1の議論では有意義な議論はできない。

会社：とらえ方の違いである。

組合：団体交渉拒否を確認する。対立を確認する。

《申第23号と会社回答》

1. 出向取り消しまで至る経過の詳細と取消し理由を組合に明らかにすること。

【回答】

出向取り消しは1月12日の見学会を踏まえ、先方からお断りの連絡があったためと聞いている。会社間のことであり、詳細を明らかにする考えはない。

2. 本人に対して今回の出向取り消しを謝罪すると共に、取り消しに至る経過及び理由を丁寧に説明すること。

【回答】

1で回答した通り。また、謝罪する考えはない。

3. 大阪運輸株式会社を出向会社として選んだ理由を明らかにすること。

【回答】

就労条件や社員の居住地等、様々な要素を考慮した結果と聞いている。

《申第23号のやりとり》

取り消し理由を明らかにせよ！

組合：地方でも同じように申し入れているが、地方はより具体的な回答があるのか。

会社：同じ内容の回答となる。答えが本社と地方で変わるものではない。統一していると思う。具体的な詳細は言っていない。

組合：1の回答で「会社間のことであり、詳細を明らかにしない」と回答しているが、窓口や中央苦情処理会議でも明らかにしないのであれば、どの場なら明らかにするのか。組合はこの回答では全く納得しない。本人が一番納得しない。

会社：会社と会社のやりとりがある話なので、理解していただきたい。
組合：理解することはできない。断りには理由があって断ってくるものである。
会社：先方は何を考えているか分からない。理由を述べるとは必ずしもそうではない。理由はどうであれ断りを受けてしまったら、当社としては「何でだ」と言うわけにはいかない。
組合：普通は断りに至る理由を聞く。
会社：「聞いてどうするのか」と相手先から言われたら何も言えない。それ以上分からない。
組合：「聞いてどうするのか」と実際に言われたのか。
会社：言われていないと思うが、会社間のやり取りで往々にある。理由を聞いたとしても先方の断りが変わるわけではない。ビジネス上のやり取りである。
組合：大阪運輸株式会社も人が欲しかったから、当社と出向の話を進めていたのではないかと。1月12日に出向先企業の面談があり、その後、断ってきたが、1月12日に断ってきたのか。
会社：そうだと思う。面談なのか、見学会と聞いている。
組合：本人は実際の業務内容や職場環境を知るために企業先へ赴いたのである。
会社：だから見学会が開催されたと聞いている。
組合：見学会は1月12日にあり、1月13日に本人に取り消しが通告しているから、1月12日に断りを入れていると思われる。
会社：詳細は分からない。1月12日に見学会があり、翌日に出向取り消しを本人に通告している。
組合：だから1月12日に断りが来たのではないかと。
会社：正直、分からない。
組合：この間、企業間で出向の話を進めてきたのだから、急な断りを入れてきたのならば、理由を聞くだらう。
会社：理由はどうであれ、断れてしまったことである。

本人にまず、謝罪せよ！

組合：前田さんは昨年スリーエスへの出向も取り消されている。そして、1月に大阪運輸への出向が取り消しになった。2回もの取り消しがされ、本人は振り回されて、精神的苦痛は相当あった。そして、本人への謝罪がないでは本人は怒り心頭である。社員の気持ちをもてあそぶ行為である。だから断固抗議するとなる。「うおさおさせてすまなかった」と謝罪しなければならない。
会社：出向は相手があることであり、取り消しはあり得ることなので、誰が悪いどころが悪いという話ではない。謝罪するものでもない。

組合：本人は出向に対して同意していないが、スリーエスへの出向を会社は強制的に押し進め出向に行かそうとしたが、しかし、出向が取り消しになった。今回は大阪運輸への出向を押し進めたが、直前に取り消された。本人は気持ちが相当揺れ動いた。会社として出向取り消しは人事運用の失敗である。

会社：失敗ではない。何を持って失敗というのか。理解できない。

組合：会社は前田さんを出向に出したかったが取り消しになったので、人事運用の失敗である。

会社：先方の都合なので失敗ではない。

組合：失敗でなかったら、ずさんな人事運用である。

会社：ずさんではない。出向は相手先がある。当然、突如の出向取り消しはあり得る話である。

組合：スリーエスで4人5人と取り消しになっている。

会社：ちゃんと出向話を進めていても起こりうることである。

組合：強制的に出向に出そうとする姿勢だから取り消しになる。先方もJR東海の強権姿勢に対応に反応したのである。

会社：それはない。

組合：本人が一番不安に思っている。まず、出向に同意していない中での出向なのか。そして、出向取り消し、でまた新たな出向と提示されて、また出向取り消し。この状況の中、本人は不安に思うし、家族も不安に思っている。少しでもその不安を解消するために、「2度の出向取り消しでうおさおさせてすまなかった」という謝罪があってしかるべきである。

会社：意見は聞く。人事運用なので。

組合：人事運用ならばより会社としてしっかりやらなければならない。

会社：しっかりやっている。

組合：やっているならば、まず、謝罪がくるべきである。本人に謝罪せよ。

会社：各人事担当もしっかりやっている。

組合：過去にこのような出向取り消しはない。

会社：そういう時もある。過去は過去、今は今である。現実あるものなので、過去にないから前代未聞だとか、そういうことではなくて、そもそも起こりうることだということを理解して欲しい。

組合：理解できない。

会社：会社側としては頑張っている。時には取り消しになってしまうこともある。

5 4 歳原則出向制度を廃止せよ！

組合：就業規則第28条の2で54歳原則出向が唱われているが、もう2回も出向が取り消しされているのだから、出向でなく本体に残せ。運転士を継

続していけばよい。

会社：54歳原則出向は引き続きやっていく。

組合：今は65歳定年制になっている。時代にそぐわない。就業規則第28条の2はすでに死文化しているので、54歳原則出向は廃止せよ。そぐわない。

会社：そうは考えない。対象者は出向先が見つければ行ってもらおう。

組合：新幹線運転士は国土交通省から認められた免許持ちの方々である。とても優秀な人たちである。

会社：もちろん分かっている。

組合：あと数ヶ月で専任になり、人件費が安くなる。

会社：そのこともあるが。

組合：優秀な方で免許持ちで、運転士・車掌もできて会社にとっても貴重な方であるから、出向になんか出すべきでない。経費の面からも会社としても損である。

会社：色々なことを考慮した上で、会社としてやっている。

組合：もったいない。特殊である誰でもできることではない。運転士養成するために、会社は経費をかけている。

会社：やっていく考えである。

組合：会社は28条の2で出向に出す考えを捨てていないけれども、時代にそぐわない。もうすでに死文化された条項は廃止せよ。同時に、前田さんに対しては2回も出向取り消しされたのだから、現場に残すことを強く要求する。

28条の2の条文を廃止し、54歳原則出向を止めよ！

組合：前田さんに対しては本体に残せと要求する。

会社：会社が責任を持って施策は進める。

組合：一連の出向取り消しで窓口でも中央苦情処理会議でも「相手先企業の都合で」という理由だけで、何ら具体的理由は出てこない。

会社：会社間のことなので、明らかにしない。

組合：本人ははっきりさせるため、具体的理由が聞きたい。

会社：答えられない。

組合：新幹線乗務員を出向に出すべきでない。ましてや、技術力を生かされない出向に出すべきでない。だから、28条の2は廃止せよ。同時に54歳原則出向は止めることを強く要求する。

会社：意見は伺うが、会社はそのような考えはない。

組合：対立を確認する。

出向者に対して出しっぱなしでなく手厚いフォローせよ！

組合：出向がらみでエムティーへ出向している方が、エムティーの副社長から「人がいるから、今回の出向を取り消したい。ＪＲ東海へ伝える」と言われて、宙ぶらりんの状態である。支社の出向担当者とエムティーとの議論はどうなっているのか調べて欲しい。

会社：結果的には出向が継続になったと聞いている。エムティーの副社長がそのような発言されたのか分からないが、現実問題として出向が継続して働いていると聞いている。ちょっと調べてみる。

組合：出向先の幹部からの発言で、本人は宙ぶらりんな気持ちでいる。

会社：出向先企業の副社長が何を持って、そのようなことを発したのか分からないが、今現在出向先で働いているので、そういうことではないのか。

組合：宙ぶらりんの気持ちを解消するために、本人に対して会社として努力せよ。

会社：本人が会社に通話してきたのか。

組合：本人は宙ぶらりんの気持ちであるから、本人にケアせよ。

会社：引き続き勤めており、本人には知らせていると聞いている。

組合：支社の出向担当者に聞いて調査せよ。本人に対してフォローせよ。

後日（２月１８日）本社窓口より電話連絡がありました。

組合：支社の出向担当者と話をしたのか。

会社：話をした。１月１８日、本人に対して「出向取り消しの事実はない趣旨の話を伝えた」

組合：しかし、エムティーの幹部から本人へ「出向を取り消すようＪＲ東海に連絡する」と言われた事実がある。だから、宙ぶらりんの心境となる。

会社：２月１０日に支社の出向担当者と本人と面談している。その中でも「出向取り消しの事実はないので、安心して働いて欲しい」と伝えている。

組合：エムティー幹部から本人への発言は存在している。会社がエムティーに対して強権的に出向取り消しを潰したのではないか。

会社：そのようなことはない。会社間のことなので明らかにできない。

組合：本人が戻る希望があるなら、元職場に戻せ。

以 上